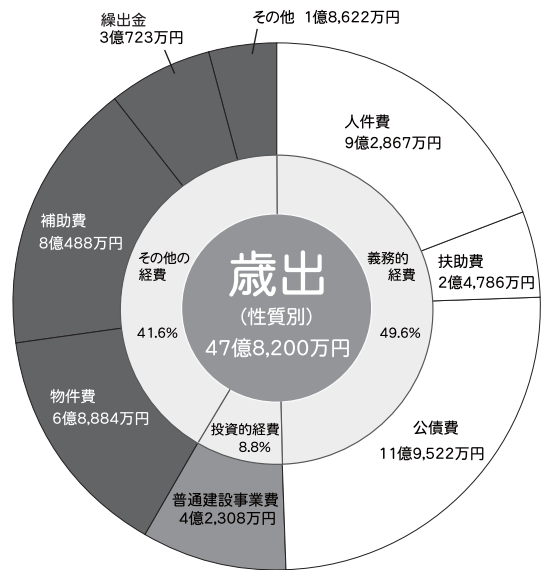
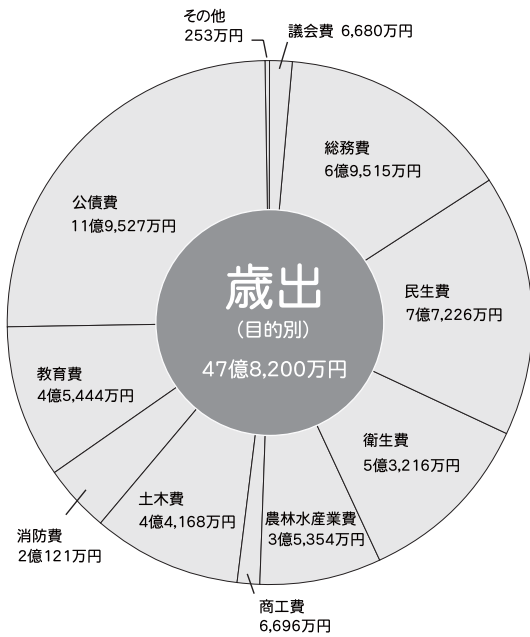
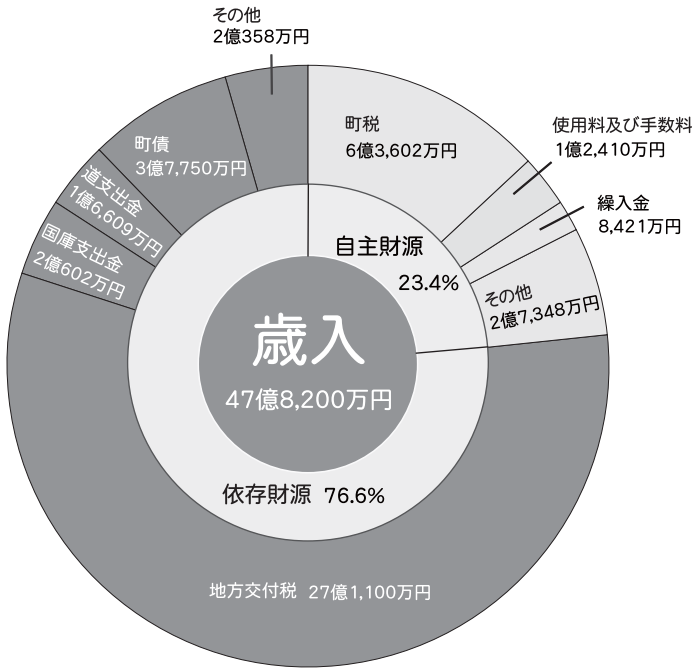


まちの予算

今年度の当初予算総額は、一般・特別会計合わせて68億3,410万円となり、平成20年度と比較しますと4億2,071万円の減となりました。このうち、一般会計は47億8,200万円、特別会計の合計は20億4,941万円となっております。

【一般会計予算】



各会計に関する説明

◆一般会計

平成21年度の一般会計予算総額は47億8,200万円となっており、前年度当初予算に対し3億600万円減額しております。

平成21年度は町長改選期であるため、継続事業や福祉施策に係るものを除いて予算措置をしている骨格予算としております。

予算策定においては、骨格予算としながらも「行財政改革の推進」「定住・交流人口の拡大と地域連携」「保健・福祉・医療体制整備」については、前年度に引き続き視野に入れ予算措置をいたしました。

歳入予算では、町税等の自主財源は23.4%に対し、依存財源は76.6%、中でも地方交付税の割合が歳入予算全体の56.7%と大半を占めており、地方交付税の依存度が高くなっております。

歳出予算では、骨格予算であるため普通建設事業において、2億5,300万円の減額、また歳出構成比の最も高い公債費においても6,500万円減額しております。

新冠町の基金(貯蓄)については、平成20年度末の見込で約11億3,800万円、平成21年度末時点では約11億4,400万円の見込となっております。

町債(借金)の残高は、平成20年度末の見込で約84億3,700万円、平成21年度末時点では約77億7,500万円の見込となっており、平成15年度から年々減少しております。

平成 21 年度 各会計予算総括表

区 分	予算額	前年予算額	前年度比
一般会計	47 億 8,200 万円	50 億 8,800 万円	△ 6.0% ↑
簡易水道特別会計	3 億 165 万円	2 億 6,219 万円	15.0% ↑
下水道特別会計	2 億 479 万円	2 億 1,475 万円	△ 4.6% ↓
国民健康保険特別会計	7 億 5,774 万円	7 億 5,107 万円	0.9% ↑
後期高齢者医療特別会計	5,185 万円	5,803 万円	△ 10.6% ↓
老人保健特別会計	101 万円	8,389 万円	△ 98.8% ↓
介護サービス特別会計	2 億 9,583 万円	2 億 5,150 万円	17.6% ↑
国民健康保険病院（診療所）	4 億 3,654 万円	5 億 4,269 万円	△ 19.6% ↓
特別会計合計	20 億 4,941 万円	21 億 6,411 万円	△ 5.3% ↓
総 額	68 億 3,141 万円	72 億 5,212 万円	△ 5.8% ↓

平成 21 年度の主な事業

議会費 6,680 万円

総務費 6 億 9,515 万円

生活路線バス維持費補助金	400 万円
地上デジタル放送受信対策事業	2,551 万円
第 5 次新冠町総合計画策定事業	210 万円
定住・移住促進対策事業	118 万円
定住・移住支援事業	1,146 万円

民生費 7 億 7,226 万円

障害者自立支援事業	12,638 万円
日高中部広域連合負担金	6,859 万円
新冠町移送サービス事業	911 万円
地域包括支援センター運営費	2,263 万円
乳幼児医療費助成事業	773 万円
児童手当の支給	4,093 万円

衛生費 5 億 3,216 万円

健康診査事業	611 万円
妊婦相談事業	392 万円
伝染病予防接種	385 万円
合併処理浄化槽設置整備事業	599 万円
ごみ処理対策費	1 億 2,783 万円
ごみ減量化対策事業	3,650 万円

農林水産業費 3 億 5,354 万円

農地・水・環境保全向上対策事業	172 万円
中山間地域総合整備事業	3,838 万円
広域農道整備事業	4,275 万円
ホッカイドウ競馬産地支援負担金	808 万円
有害鳥獣駆除対策事業	495 万円
漁業振興補助金	425 万円

商工費 6,696 万円

ふるさとまつり事業補助金	520 万円
--------------	--------

土木費 4 億 4,168 万円

町道維持補修費	2,825 万円
町道改良舗装等工事	1 億 7,212 万円
河川整備等工事	2,220 万円

消防費 2 億 121 万円

教育費 4 億 5,444 万円

児童生徒輸送費	3,982 万円
音楽体験交流事業	256 万円
図書購入事業	350 万円

公債費 11 億 9,527 万円

その他 253 万円

◇後期高齢者医療特別会計

平成 20 年 4 月から、高齢者と現役世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい独立した医療制度として運営が始められました。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者及び一定の障害をもつ 65 歳以上 75 歳未満の高齢者が対象となります。

この制度における医療費は、患者の自己負担を除き、加入している高齢者が被保険者として負担する保険料が 1 割、現役世代の医療保険からの支援金が 4 割、国、道、市町村からの公費が 5 割という負担割合で賄います。

◇新冠町国民健康保険病院（診療所）会計

新冠町国民健康保険病院事業は、平成 21 年 5 月 1 日から事業の効率化による健全経営を目指し、病院から病床数が大幅に減少（55 床 ↓ 18 床）となる診療所へと医療施設規模を縮小しますが、疾病の予防・リハビリ・治療を一体化した効果的な医療の提供は公的な医療機関として今後においても維持することにしております。

また、一次医療圏における町内唯一の医療機関として、町民の健康保持のため、緊急時を含む 24 時間診療体制を併せて継続することとしております。

昨今の地域医療を取り巻く環境は、大変厳しい状況ではありますが、地域に密着し、信頼を受ける医療機関として、診療所の体制づくりに鋭意努力を続け、効果的な経営改善を図ります。